

平成二十年六月十日受領
答弁第四六五号

内閣衆質一六九第四六五号

平成二十年六月十日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルーブル委員会」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省においてかつて存在したと言われている裏金組織「ルーブル委員会

」についての質問に対する同省の不誠実な対応等に関する再質問に対する答弁書

一及び五から八までについて

先の答弁書（平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三七七号）等で累次にわたってお答えしている
とおり、御指摘の在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日
提出質問第一四号）が提出されて以降、大臣官房において当時在ロシア日本国大使館で勤務していた職員
を中心に聞き取りを行う等適切かつ十分に調査を行い、その結果、「ルーブル委員会」なる組織が在モス
クワ日本国大使館内において存在したことは確認されておらず、また、既にお答えした以上の調査の内容
については、記録は作成しておらずお答えすることは困難である。

また、先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三六五号）四について等で述べたとおり、
外務省としては、本件について、特定の職員に対して処分を行う必要があるとは考えておらず、処分を行
っていない。

二について

御指摘の質問については、御指摘の「ループル委員会」なる組織に関する調査をだれが行ったのかとの
お尋ねであると認識し、記録が作成されていなかったことから、お答えできなかつたものである。

三について

適切とは、一般に、ふさわしいこと、また、そのさまをいうものと承知している。

四について

十分とは、一般に、物事が満ち足りて、不足のないさまをいうものと承知している。